

○ 産前産後休業取得者申出書

問 1) 産前産後休業期間は、出産（予定）の日以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産の日後 56 日までの期間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服さない場合に限るとされていますが、具体的にはどのような期間になりますか。

(回答)

厚生年金保険及び健康保険に規定される産前産後休業における「妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服さない」とは、出産予定日が明らかである女性被保険者が、出産（予定）の日以前 42 日（98 日）から出産の日後 56 日までの間に、適用事業所において労務に服さない状態と整理されていることから、有休、公休、欠勤、休職等を問わず全ての休暇が保険料免除の対象となります。

問 2) 労務に服さなかった 1 日が、公休日でかつ月の末日であった場合は、保険料免除の対象になりますか。

(回答)

労務に服さなかった日（有休、公休、欠勤、休職等）が、たとえ 1 日だけであったとしても、それが月の末日であれば当該月分は保険料免除の対象になります。

問 3) 産前休業中の被保険者が急遽出勤した 1 日が末日であった場合は、当該月は保険料免除の対象になりますか。

(回答)

労務に服した日が、たとえ 1 日だけであったとしても、それが月の末日であれば当該月分は保険料免除の対象にはなりません。